

# 木造住宅耐震改修促進補助条例案の提案にあたって

2014年9月10日  
日本共産党東京都議会議員団

▽建物倒壊を防ぐことは、首都直下地震の防災の最も重要な課題です。都の被害想定（12年4月）では、倒壊死は最大で6,927人（東京湾北部地震が冬の朝5時に発生した場合）、ゆれ液状化による全壊棟数は116,224棟にもものぼるとしています。倒壊死は、想定の中のケースでも死因の5～9割を占め、最大の要因となっています。

▽国も、今年3月に閣議決定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」で、耐震化率を100%にすれば全壊棟数と死者数を約9割減らせるとして、「あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する」としています。

▽ところが、東京都は、建物の耐震化は「所有者の自己責任」として、東京都の補助対象は、木造密集地域の整備地域とごく一部に限定され、区部では対象地域は1割強、多摩地域にいたっては、いっさい対象となっていません。耐震助成制度のある都道府県のなかで対象地域の限定をおこなっているのは実質的には東京都だけです（※）。補助の内容も、災害弱者への上乗せや簡易改修補助がないなど、都内の区市町村のおこなっている補助制度と比べても貧弱です。

▽地域限定は、補助実績にも影響を与えています。制度創設（06年度）から2012年度までの東京都の補助実績は723件にすぎず、同じ時期の静岡県の1万4,749件の20分の1にとどまっています。

▽こうしたことから、日本共産党都議団は条例提案権を活用し、木造住宅耐震改修促進補助条例案を都議会に提案します。

※他に三重県が「市・町が認める防災上必要な地区」、奈良県が「市町村が地震災害に強いまちづくりを進めるために特に重要と位置づける地域」などしていますが、市町村が全地域を対象とすることを妨げるものではなく、運用上もほとんどの市町村で地域限定をせずに助成しています。その他の道府県は、地域限定していません。